令和2年10月23日 第12238号

令和2年10	月 2 3 日			第 	1 2 2 3 8 号
査のでは、お話している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山 【公安委員会】 (県例規集登載)	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	等入札(条件付)参加資 領の一部改正 岡山県役務の提供の契 資格審査要領の一部改正 (以	【告 示】	岡山県公報
運転免許課	交通企画課	人 " 耕 地 調	度	担当課(室)	行岡山県
			審査	<ul><li>○ 高齢者講習、認知機能検査等の委託に係</li><li>○ 取得時講習の委託に係る岡山県公安委員</li><li>公安委員会が認める法人の認定の審査</li></ul>	○ 仮免許試験補助事務の委託に係る岡山県
				n n	担当課(室)

## ◎岡山県告示第五百五十五号

(平成十九年岡山県告示第三百六号) の売買、 修理等の契約に係る一般競争入札 の一部を次のように改正する。 (条件付) 参加資格者の資格審査要領

第四条第一項第八号中「支配人の名簿

を

「当該個人及び支配人の名簿

(」に改め

令和二年十月二十三日

附町

る。

テート よー!

この告示は、公布の日から施行する。

## ◎岡山県告示第五百五十六号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百

三十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

る。

第五条第一項第七号中「支配人の名簿

を

「当該個人及び支配人の名簿

(」に改め

山県知事

附

テー よー!

この告示は、公布の日から施行する。

[四七六] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

土地改良区役員の退任の届出があった。

令和二年十月二十三日

岡山県知事

原 木

太

土地改良区の名称

退任役員

高梁川用水土地改良区

氏

退任役員

花巻

住

所

**倉敷市白楽町一八二** 

事の別

兀

四七 七〕土地改良法 項の あ った新規土地改良事業の施行について、 規定により、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定によ その 申請を適当と決定したので、 同条第九項において準用する同法第 関係書類を次 0 とおり縦覧

て十五日以内に岡山県備 こ の 公告に係る決定に対し 前県民局長に申し出ることができる。 て異議がある者は、 縦覧の 満了  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌日 か ら起算し

令和二年十月二十三日

原 木 太

土地改良区定款

三

縦覧に供する書類

地区名

足守土地改良区

和田水路

(非補助土地改良

か んが

排水)

令和二年十月二十三日 カコ 5 同年十

五 覧の場所

山県備前県民局農林水産事業部

## ◎岡山県人事委員会規則第十六号

 $\mathcal{O}$ 県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月二十三日

山県人事委員会委員長 秋 山

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定

対規則の一部を改正する規則

県が公平委員会の事務を受託して る地方公共団体の管理職員等の 範囲を定め

表中美作養護老人ホーム組合の部を削る。

(昭和四十一年岡

山県人事委員会規則第十六号)

 $\mathcal{O}$ 

ように改正する。

別

ij

この規則は、公布の日から施行する。

山県公安委員会告示第百六十一号

備及び能力を有すると認め 道路交通法施行規則 安全運転管理者等講 和三十五年法律第百五号。 (昭和三十五年総理府令第六十号) 認定の 審査を、 当該講習を行うの 以下 次 法 のとおり 実施す 第三十八条の三の に必要か 第百 0 八 条の二第三項 規定によ

和二年十月二十三日

公 安 員

安全運転管理者等講習

業務の内容等

2

法第百八条の二第

項

号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

山県公安委員会が 別途指定する場所

3 委託予定期間

か 和 四年三月三十 日まで

認定要件

認定を受けることが できる者 は、 掲げ  $\mathcal{O}$ ħ も該当する者とする。

(1) 団法人その 道路における交通の安全に寄与することを目的 他の者であること。 とする 団法 人 又 は

(2)締役、 有する者であるかを問わ 法人にあ 執行役又はこれ つ ては、 らに準ずる者をい いずれ 当該法人に対し業務を執行する社員、 かに該当する者を役員 相談役、 顧問その (業務を執行 他 なる名称を

とする法人でないこと(法人でない 者にあ 0 ては、 れ に準ずるも

る者と同等以上の支配力を有すると認め

れる者を含む。

役又はこれらに準ず

破産手続開始 0 決定を受け て復権を得な

禁錮以上 0) 刑に処せられ、 その 刑の執行 を終わり、 又はそ  $\mathcal{O}$ 

ることがなくなっ から起算し て二年を経過し ない

- ウ 的 があると認めるに足りる相当な理由がある者 に暴力的 不法行為 その  $\mathcal{O}$ 当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 団員による は第十二条の 不当な行為  $\mathcal{O}$ 0 防 近等に 規定による命令 て、 当該命令 関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は指示を受けた日 又は同法第十二条の 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の障害に より、 本件業務を適正に行うに当たっ と認め 必要な認 知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 とい . ئ ٽ を有していること。
- (4)に相当する 税金並びに健康保険、 他の保険制度を含む。) 厚生年金保険、 に 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされてい は民事再生法 会社更生法 ないこと。 (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立 に基づく再生手続開始の申立
- (6)山県役務 の提供の 契約に係 る入札 参加 資格者名簿に 登載されて
- (7) さばき場 定により 山県収入証紙条例 知事 所を確保することが か ら指定を受けた売り 昭昭 和三十九 できること。 年岡 さばき人であ 県条例第二十一号) り、 本件業務の履行場所 第五条第一
- 2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の 場所に調達することが でき

ること

- 能力要件
- (1)ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以下 「管理責任者」 とい . う。 ) を配置す
- 業務 安全運転管理者等の講習に関する規程 に定めるところにより 履行場所に 配置することができること 講習を行 けうため 昭 和 四十七年岡 必 要な 人数 山 県公安委員会規程第  $\mathcal{O}$ 講習指導員を本件
- (3)練を行うことが 本件業務に従事す できること。 る被用者等に対 道路交通関係法令 内 容

四 認定の審査に係る手

## 1 提出書紙

審査を受け は、 所定 0 認定審査申 -請書の ほ か 掲げる書

類を提出しなければならない

- (1) 別途定める様式による書類
- ア 法人にあっては、役員の氏名及び住所を記載
- って 役員が三1 て ることを誓約する書
- エ 三15の要件を満たしていることを誓約する書類

証明書等

(保険料

証明書等)

- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- 力 記載した名簿 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導  $\widehat{V}$ 'n も申請時にお 、て確保、 る者 (申請時 員の お て、
- 託開始までに確保することが決定している者を含む。)に関
- ことを誓約する旨等を記 11 場合におい お ては、 管理責任者又は必 本件業務の委託開始まで した書類 要な講習指導員を確保することができな 確保はす っるため
- ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
- 法人にあ いっては、 定款若し くは寄附行 為又は れ に準ずる書
- 貸借対照表、 損益計算書等 財務諸表 (申請時  $\mathcal{O}$ 直近年の 決算報告)
- ウ 内部組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 組 記
- エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等
- 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 等に 関する内
- 法人でない 者にあ っては、 その 他岡 Щ 県公安委員会が 必 要と認 める書類
- ③ 官公庁所定の証明書又はその写し
- T て は、 登記事項証明書 (全部事項証明書のうち、 履歴事項 紅明
- 消費税及び 地 方消費税、 県税並 びに市町 村 税に係る納 税証 明書
- 納の税額がないことに係る証明書
- ウ (6)該当することを証明する入札参加資格認定通知書の 写
- 工 て指定する者に係る安全運転管理者等講習修 証書 0 写

2 提出期

時までの (平成元年岡 ·同じ。) 0 令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで 月 間とする。 による場合は、 山県条例第二号) ただし、 を除く。) 令和二年十二月二十四日必着とする。 郵便等 第一条第一項に規定する岡 午 · 前 九 (書留郵便その他これに準ずる方法に限る。 時 から正午ま **岡** らで及び. 山県の 山県 後 休 日 日 を定め 時 以 から 下

3 提出場所

郵便番号七○○−八五一二

尚山市北区内山下二丁目四番六号

尚山県警察本部交通部交通企画課

4 提出方法

五 認定審査申請関係書類の配布

持参又は

郵便

すること。

1

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの酉イ其間

2 配布場所等

(1)

県警察本部交通部交通企画課におい か ら午後五時まで 配布 ( 岡 Ш の配  $\mathcal{O}$ 布 期間の最終 日を除く。 て配布する。 日 0 ·前九時 は か ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

(2) ホームページからのダウンロード

両山県警察のホームページからダウンロードすること。

ムペ ージ アド ス https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/

(3) 郵送配布

返信用の を同封 (角形二号に返信先の 3 場所に請求すること 宛名を明記 (令和二年十二月十 百四十円分の 切手を貼っ 日 にまでの

六 認定の審査に係る結果の通知

あるもの

に限

申請者に文書で通知する

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、 三に掲げる要件を欠く

ことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

門り合わせ

[山市北区内山下二丁目四番六号

山県警察本部交通部交通企画課

(○八六) 二三四-○一一○(内線五○一三)

# 出県公安委員会告示第百六十二号

設備及び能力を有すると認め 道路交通法施行規則 交通法 昭 教習所職員講習の 和三十五年法律第百五号。 (昭和三十五年総理府令第六十号) 委託に関し 認定の審査を、 以下 当該講習を行うの 法 次のとお 第三十八条の 実施する 第百八 三の 条の二第三項 規定によ

令和二年十月二十三日

公 安 員

指定自動車教習所職員講習

内容等

法第百八条 項第九号の規定による指定自動車教習所

2

山市北区御津中 Ш

兀

山県運転免許セ

3 委託予定期間

カュ 和 四年三月三十 日 まで

認定要件

認定を受けることが できる者 は、 掲げ  $\mathcal{O}$ 11 ħ

組織要件

(1) 道路に おける交通の安全に寄与することを目 的 とする 般社 団 法 人 又

団法人その 他の者であること。

(2)法人にあ 0 ては、 いずれ かに該当する者を役員 (業務を執行

締役、 有する者であるかを問わ 執行役又はこれ らに準ずる者をい 当該法人に対し業務を執行する社員、 相談役、 顧問その 他

役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認め れる者を含む。

とする法人でないこと(法人でない 、者にあ 0 ては、 これに 準ずるも

破産手続開始の決定を受けて復権を得な

刑 に処せられ、 その 0 執行 を終わ り、 又は その 執行を受け

- ることがなくなった日から起算して二年を経過しない考
- ウ 的 るに足りる相当な理 に暴力的 不法行為その 由がある者  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 団員による は第十二条の 不当な行為 0 0 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令 関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は指示を受けた日 から起算 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正 と認め に行うに当たっ 必要な認 知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 とい . ئ ئ を有していること。
- (4)税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 労働者災害補償保険及び雇用保険 これ

に相当する他の保険制度を含む。)

に

係る保険料を滞納

- (5)がなされてい は民事再生法 会社更生法 ないこと。 (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申 に基づく再生手続開始の 申立 立て
- (6)山県役務 の提供の 契約に係る入札 参加 資格者名簿に 登載されて
- (7)さばき場所を確保することが 定により知事 山県収入証紙条例 から指定を受けた売りさばき人で 昭昭 和三十九 できること。 年岡 山 県条例第二十 ŋ́, 本件業務 0 第五条第一 履行 1場所  $\hat{\mathcal{O}}$
- (8) を構成員とする者であること。 法第九十九条第一 項に規定す る指定自動車教習所を設置する者 文は れ 5
- 2 設備要件

本件業務を行 じうため に 必要な施設及び 教材を本件業務の 履行場所に調達すること

がてきること

3

能力要件

- (1)事務所等に、 できること 本件業務を管理する者 以 下 「管理責任者」 V · う。 ) を配置す
- (2)指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程 公安委員会規程第四号) に定めるところに (昭 和 四

の講習指導員 履行場所に配置することが (本件業務 実施に 必要な資格、 できること。 能力等を有する者に限る。

(3)する被用者等に対 道路交通関係法令  $\mathcal{O}$ 内容に関す る教育

認 定の審査

練を行うことができること。

几

1

の審査を受け 所定の 認定審査申 -請書の ほ か 掲げる書

別途定める様式による書類

しなけ

ば

T 役員の 氏 名及び住所を記載

1 いっては、 役員が三1 (2)て ることを誓約する書類

ウ 納入証明書等 (保険料の 未納額が る証

工 三15の要件を満たし てい ることを誓約する書

才 事務所等の所在地等を記 た書類

託開始までに確保することが決定 記載した名簿 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事す (V) れも申請時に おい て て確保 る者を含む。) てい · る者 る講習指導員の (申請時 お 11 て、

場合にお とを誓約する旨等を記した書類 申請時に おい ては、 て管理責任者又は 本件業務の委託 開始までに確保するため 必要な講習指導員を確保することが の計画

本件業務に係る施設及び教材  $\mathcal{O}$ 調達に係る書類

0 様式による書類

T 法人にあっては、 定款若し くは寄附行為又はこ れ らに準ずる書類

貸借対照表、 損益計算書等 財務諸表 (申請:  $\mathcal{O}$ 直近年の 決算報告)

ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 組 概要を記 した書類

エ 県収 入証 紙の売りさばき人の 指定書の 写

就業規則その他の 被用者に係る勤務条件、 研修等に する内

その Щ 県公安委員会が 必 要と認 める書類

公庁所定の 証 明書又はその写し

T 登記事項証明書 (全部事項証 明書の ち 事項

- $\mathcal{O}$ 人税、 額が ないことに係る証明書) 消費税及び地方消費税、 びに市町村税に係る納税証明書
- ウ ⑥に該当することを証明する入札参加資格認定通知 0 写
- 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修 証書  $\mathcal{O}$ 写
- 2

時までの (平成元年岡山県条例第二号) 小の休日」 令和二年十月二十七 間とする。 よる場合は、 う。 ) を除く。) 日か 令和二年十二月二十四 ら同年十二月二十四日まで 郵便等 第一条第一項に規定する岡山県の 午 (書留郵便その 日必着とする。 正午まで及び (岡 山県 に準ずる方法に 日 時 以 から

3 提出場所

郵便番号七〇 九

山市北区御津中 匹 四四番地三

山県警察本部交通部 運転免許課 岡 山県運転免許セ

3の提出場所 持参又は 郵便等 提出すること。

認定審査申請関係書類の 配

五.

1

配布

令和二年十月二十三日 か 同年十二月十八 日までの 間

配布場所等

(1)П

県警察本部交通部運転免許課におい か ら午後五時まで 配布 (岡  $\widehat{1}$ Ш  $\mathcal{O}$ 布 休日を除 期間 の最終 て配布する。 午 0 九 は、 ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

(2)ムペ か らの ダウン 口

県警察の ホ ムペ から ウ 口

ムペ ジ ア ド https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/

(3)

を同  $\mathcal{O}$ (角形二号に返信先の 兀 3 場所に請求すること 宛名を明記 (令和二年十二月十 百四十円 分の 切手を貼 日 までの

印のあるものに限り受け付ける。)。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定した日から令和四年三月三十一日までとする。 三に掲げる要件を欠く

ことが判明したときは、

当該認定を取り消すことがある。

山県警察本部交通部運転免許課

電話 (内線五二一)

# 岡山県公安委員会告示第百六十三号

力を有すると認める法人 (交通法施行規則 交通法 免許試験補助事務 (昭 和三十五年法律第百五号。 (昭 0 0 和三十五年総理府令第六十号) 委託 認定の審査を、 関 当該事務を行うのに必要か 次のとおり実施する。 第三十一条 第百 適切 兀 0 八  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ な組織及び 対規定によ

令和二年十月二十三日

認定の審査に係る業務

岡山県公安委員,

一 業務の内容等

試

験補助事

1 業務の内容

する事務 る事項に する運転免許証 八十九条第 つい て行う運転免許試験の の作 成及び交付並びに法第 項の規定による免許申請書の受理、 事務の 九十七条第 仮運転 項 第 法第九 免許に係るもの 号及び第三号に掲げ 項に規定

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることが できる法 人は、 次に掲げ る要件  $\mathcal{O}$ V れ にも該当する法人とす

.

る。

組織要件

(1) ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。 を問わず、 これらに準ずる者を  $\hat{O}$ *\* \ ず 当該法人に対 n かに該当する者を役員 相談役、 業務を執行する社員、 顧問その (業務を執行する社員、 他 なる名称を有する者であるか 執行役又はこれ 取締役、 以下同 執行役又は

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上  $\mathcal{O}$ 刑 に処せられ、 その 刑の執行 を終わ ŋ 又は その 執行を受け

ることがなくな た日から起算し て二年を経過

- ウ 的 るに足りる相当な理由がある者 に暴力的 不法行為その  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ 第十二条若し て二年を経過しない 団員による不当な行為 は第十二条の  $\mathcal{O}$ 0 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令 関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は指示を受けた日から起算 四第二項
- オ 麻薬、 大麻、  $\lambda$ 又は 覚醒 剤  $\mathcal{O}$ 中毒者
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正 と認め に行うに当たっ 必要な認 知、 断

(2)

県内に事務所又は営業所

(以 下

「事務所等」

. ئ ٽ

- (3)5 に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (4)がなされ は民事再生法 会社更生法 て 11 な (平成十 (平成十 V四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て に基づく再生手続開始の 申立て
- (1) ることができること。 事務所等 本件業務を管理する者 以 下 「管理責任者」 · う。 ) を 配置す
- (2)練を行うことができること。 本件業務に従事する被用者等に . 対 道路交通関係法令の 内 容に関する教育訓

定の審査に係る手続

認

1 提出書類

認定の審査を受け ようとする法 は 定の 認定審查申請書  $\mathcal{O}$ ほ カ 掲げ

「しなけ ればならな

- (1)別途定める様式による書類
- ア 氏名及び住所を記載 た名簿
- 1 役員が三 (1) 要件を満た て ることを誓約 する書類
- 入証 (保険料 0) 未納額が な 11 ことに係る
- 工 要件 を満たし て 11 ることを誓約する書

- 才 所等 所 在地等を記 た書類
- 力 (申請時 て指定する者 にお  $\mathcal{O}$ 委託開始までに確保することが決定し 略歴等を記載し た 名簿 (申請時 にお 7 い て VI
- (2)0
- ア 定款若しくは寄附行為又は
- 1 貸借対照表、 損益計算書等 これらに準ずる書類 財務諸表 (申請時 の直近年の

決算報告)

- ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 織 概要を記し
- エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 関する内
- 官 公庁所定の証明書又はその写し

ア

登記事項証明書

(全部事項証明書のうち、

履歴事項証

- (3)
- の税額が 法人税、 ないことに係る証明書) 消費税及び地方消費税、 県税並 び に市町 村税に係る納税証
- 管理責任者と て指定する者に係る安全運転管理者等講習修 証  $\mathcal{O}$ 写
- 2 提出書類の特例

教習所の指定を受け び (3) 認定の審査に係る申請を行う法 イに掲げる書類の てい る場合にあ 提出をもっ 人が法第九 て足りることとする。 つ ては 十九 所 定 条第  $\mathcal{O}$ 認定審査 項  $\mathcal{O}$ 規定に 6る指定 カコ

3 提出

県の 時までの -同じ。) 平成元年岡山県条例第二号) 令和二年十月二十七 休日」 間とする。 による場合は、 という。) ただし、 を除く。) 日 カコ 令和二年十二月二十四 ら同年 第一条第一 便等 十二月二十四 午 · 前 九 (書留郵便その 項に規定する岡 ら正午 ]日まで 必着とする。 他こ ( 岡 ので及び 山県の 山県 に準ずる方法に限 0 後 休 日 日 を定め 。 以 下 か る。

- 4 提出場所
- 郵便番号七〇 九 九
- 山市北区御津 兀 几 ]四番地三
- 県警察本部交通 運転免許課 (岡 県運転免許 セ
- 5
- 提出場所 文は 郵便等 に ょ

五 定審查申請関係書類  $\mathcal{O}$ 

## 1

令和二年十月二十三日 か 同年十二月十八日まで  $\mathcal{O}$ 間とする。

## 布場所等

## (1)

時 県警察本部交通部運転免許課に から午後五時まで 配布 ( 岡  $\widehat{1}$  $\mathcal{O}$ 配 布 休日を除 おい 期間 て 0 配布する。 ては、 か ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

## 県警察の ホ

(2)

ホ

からの

グダウン

口

ムペ ジ ア ド レ ス ージ https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/ からダウ

(3)郵送配布

印の もの)を同封 返信用の あるもの 封 筒 に限り受け付 て (角形二号に返信先 兀 の場所に請求すること け の宛名を明記 (令和二年十二月十 百四十円: 分の 切手を貼 1日まで

## 六 認定の審査に係る結果の通

申請者に文書で通知する。

七

認定の

## その

ことが判明し 認定し た 日 から令い たときは、 和 四年三月三十一 当該認定を取 日までとする。 り消すことがある。 ただ 三に掲げる要件を欠く

## 定自動車教習所に 本件業務以

査を行うことがある。 事情が生じたときは、 この審査により のものに 認定した法 おける免許 その 0 V て必要か 人に 種類 か つい  $\mathcal{O}$ 0 適切な 追加 当該認定の の指定が行 組織及び 当該新たな事情に基づ 能力があ わ れ 七  $\mathcal{O}$ の有効期 現に く認定の審 れ いる新 認定

## 九 せ先

市北区御津中 Ш 四四四

県警察本部交通部運転免許課

八六 (内線五二一)

# 山県公安委員会告示第百六十四号

を有すると認める者 道路交通法施行規則 交通法 昭 の委託に 和三十五年法律第百五号。 0 認定の (昭和三十五年総理府令第六十号) 審査を、 当該講習を行うのに必要か 次のとおり実施する 以下 法 0 適切な組織 第三十八条の三の 第百八 設備及び能力 条の二第三項 規定によ

和二年十月二十三日

公

安

員

認定の審査

業務の内容等

法第百八条の二第一 項第四 か 八号までに掲げる講習 (岡

におけるも

のを除く。)

岡山県公安委員会が 別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月 か ら令 和 四年三月三十 日 まで

認定要件

認定を受けることが できる者 は、 掲げ  $\mathcal{O}$ 11 ħ も該当する者とする。

組織要件

(1) 団法人その 道路に おけ 他の者であること。 る交通 の安全に寄与することを目的 とする 般社 団 法 人 又 は

(2)締役、 法人にあ 執行役又はこれ ては、 らに準ずる者をい いずれ かに該当する者を役員 相談役、 顧問その (業務を執行 他

0

有する者であるかを問わ 当該法人に対し業務を執行する社員、

役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認め

れる者を含む。

とする法人でないこと(法人でない 、者にあ 0 ては、 これに 準ずるも

破産手続開始の決定を受けて復権を得な

刑 に処せられ、 その 0 執行 を終わ り、 又は その 執行を受け

- ることがなくなった日から起算して二年を経過しない考
- ウ 的 習的に暴力的不法行為その るに足りる相当な理由がある者  $\mathcal{O}$ 罪に当たる違法な行為を行
- 工 の規定による指示を受けた者であっ て二年を経過しない 暴力団員による不当な行為 くは第十二条の 六の 0 防 近等に 規定による命令又は同法第十二条の て、 当該命令又は指示を受けた日から起算 関する法律(平成三年法律第七十七号) 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正 と認め に行うに当たっ て必要な認知、 断
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . ئ ئ
- (4)に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保険、 係る保険料を滞納 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされ は民事再生法 会社更生法 て ない (平成十一 (平成十四年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立て に基づく再生手続開始の申立て
- 2 設備要件

本件業務を行 じうため に 必要な施設及び教材を本件業務の履行 湯 所 に調達す ること

ができること。

- 3 能力要件
- (1) ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 ( 以 下 「管理責任者」 とい . う。 )
- (2)講習を行うため 受けようとするもの 次に掲げる規程に定めるところにより、 に 必要な人数 に限る。)  $\mathcal{O}$ 講習指導員を本件業務の 実施に必要な資格、 本件業務  $\frac{\Box}{1}$ 能力等を有するも 履行場所 講習  $\mathcal{O}$ に配置す うち、 ること 認定を
- 通二輪車講習及び第 大型車講習、 県公安委員会規程第三号) 型車 種免許 準中型車講習、 る応急救護処置講習に関する規程 普通車講習、 大型二輪車講習、 (平成六年
- 第二種免許を受け ようとする者に対す んる規程 (平成十四

県公安委員会規程第八号 1

- (平成四年岡 県公安委員会規程第五号)
- (3)る被用者等に対 道路交通関係法令の 内容に関する教育訓

四 認定の審査に係る手

練を行うことができること。

1 提出書類

の審査を受け 所定の 認定審査申 -請書の ほ か 掲げる書

※を提出しなければならない。

別途定める様式による書類

ア 法人にあっては、役員の氏名及び住所を記載・

いっては、

役員が三1

(2)

て

ることを誓約する書類

納入証明書等 (保険料の 未納額が る証

エ 三15の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

管理責任者として指定する者及び本件業務に従事す る講習指導員の

記載した名簿 (V) れも申請時におい て確保 てい · る者 (申請時 お 11 て、

託開始までに確保することが決定している者を含む。)に「

申請時におい て管理責任者又は必要な講習指導員を確保することが

場合にお ては、 本件業務の委託 開始までに確保するため

とを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

② 申請者の様式による書類

T 法人にあっては、 定款若し くは寄附行為又はこれ らに準ずる書

貸借対照表、 損益計算書等 財務諸表 (申請:  $\mathcal{O}$ 直近年の 決算報告)

ウ 組織体制、 職員の事務分掌、 職員数等の 概要を 記

工 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、 等に関する内

者にあ っては、 その 他岡 山 県公安委員会が 必 要と認める書類

③ 官公庁所定の証明書又はその写し

T 登記事項証明書 (全部事項証明書のうち、 履歴事項証明

消費税及び 地方消費税 県税並 び に市町村 税に係る納 税証明書

納の税額がないことに係る証明書)

管理責任者とし て指定する者に係る安全運転管理者等講習修了 証書の

## 2 提出書類の特例

所の指定を受けて 認定の審査に係る申 に掲げる書類 0 請を行う者 提出をも る場合に 0 て足りることとする が法第九 ては、 所定 九 条第 の認定審査申 項 0 規定に 0) よる指定 ほ か 自動

## 3 提出期間

県の 時までの (平成元年岡山県条例第二号) 令和二年十月二十七日か 休日」 間とする。 という。) よる場合は、 ただし、 を除く。) 令和二年十二月二十四 ら同年十二月二十四 郵便等 第一条第一項に規定する岡 午 (書留郵便その か ら正午まで及び午 日まで 日必着とする。 他これに準ずる方法に (岡山県 山県の 後 休 休 日 時 [を定め 以 から 下

## 4 提出場所

郵便番号七〇九-二一九|

6山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課(岡山県運転免許センター内

## 5 提出方法

4の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

## 五 認定審査申請関係書類の配布

## 1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする

## 配布場所等

## (1) 窓口配布

県警察本部交通部運転免許課におい か ら午後五時まで 配布 (岡 1 Ш  $\mathcal{O}$ 配 0 布 休日を除 期間 の最終 て配布する。 午 0 ·前九時 ては ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

# (2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること

ア ド ス https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/

## (3) 郵送配布

を同封 の封 に限 して、 (角形二号に返信先 一受け付 の場所に請求すること ?ける。)。 の宛名を明記 (令和二年十二月十四日までの 百四十円分の 切手を貼

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する

七

認定の

八 その他

ことが判明したときは、 認定した日から令和四年三月三十一日までとする。 当該認定を取り消すことがある。 三に掲げる要件を欠く

九 問い合わせ先

件業務以外のも

つい

て必要か

つ適切

な組織、

設備及び能力が

あると認めら

当該新たな事情に基づく認定の

たな事情が

生じたときは、

その者

自動車教習所における免許の

種類

の追加

の指定が

行われたときその

他現に認定

この審査によ

認定した者に

0

当該認定

0

認定の

山県警察本部交通部運転免許課

話(〇八六)七二四-二二〇〇(内線五二一)

# ◎岡山県公安委員会告示第百六十五号

道路 八条の二第三項並びに道路交通法施行規 交通法 人の認定の審査を、 当該講 兀 一の二及 昭 習及び検査を行う び第三十八条 和三十五年法律第百五号。  $\mathcal{O}$ とおり実施する の三の規定によ  $\hat{O}$ に必要か つ適切 則 以 (昭 法 な組織、 高齢者講 和三十五年総理府 設備及び 認知 第百八条第一 機能検査等の 令第六十号) 能力を有すると認 項及び

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員

语 推 字 語 写 一 語 女 ·

認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

一業務の内容等

1 業務の内容

(1) 項 の規定による通知を受けた者に対 法第百八条の二第一 項第十二号の規定による高 して行われるものを除 講習 (法第百

(2)法第百 八条の二第二項の規定による特定任意高齢

(3)検 査 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一 (法第百 条の七第二項の規定による通知を受け 条の 兀 た者に対し 第二項に規定する認知機能 れ

2 実施場所

を除

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることが できる法 人は、 次に掲 げ る要件  $\mathcal{O}$ れ にも該当する法人とす

る。

組織要件

(1)道路に おけ る交通の安全に寄与することを目的 とする 般社 団法 人 又 は

団法人その他の法人であること。

(2)れらに 0 ずれ 準ずる者を か 該当する者を役員 (業務を執行する社員、 なる名称を有する者であ 取締役、 執行 2役又は

を問わ ずる者と同 人に対  $\mathcal{O}$ 支配力を有すると認められる者を含む。 し業務を執行する社員、 執行役 以下 -同じ。) 又はこれ

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない
- ることがなくなった日から起算し 以上の に処せられ、 その て二年を経過 刑の執行を終 わ な 又はそ 0
- ウ おそれがあると認め 的 又は常習的 るに足りる相当な理由がある者 に暴力的 不法行為その  $\mathcal{O}$ 当たる違法な
- 工 の規定による指示を受けた者であ 第十二条若しくは第十二条の六の 暴力団員による不当な行為 て二年を経過しない  $\mathcal{O}$ 防 0 規定による命令又は同法第十二条の 止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) て、 当該命令 又は指示を受け 四第二項
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 力 意思疎通を適切に行うことができない 心身の 障害に より、 本件業務を適正に行うに当たっ と認め て必要な認 知
- (3)県内に事務所又は営業所 (以 下 「事務所等」 . ئ ٽ を有していること。
- (4) に相当する他の保険制度を含む。) 税金並びに健康保険、 厚生年金保 に係る保険料を滞納し 労働者災害補償保険及び雇用保険
- (5)がなされ は民事再生法 会社更生法 T ない 伞 伞 成十 成十 匹 年法律第百五十四号) 年法律第二百二十五号) に基づく更生手続開始の申立 に基づく再生手続開始
- 設備要件

本件業務を行 じうため 要な施設及び教材を本件業務の 履行場所に調達す ること

ができること。

- 能力要件
- (1)ることができること。 事務所等に、 本件業務を管理する者 以下 「管理責任者」 · う。 ) を配置す
- を有するも 講習指導員並 掲げる規程に定めるところに び て高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うため 機能検査を行うため より、 本件業務の 心要な 実施に 人数の 検査員を本件業務 要な資格、 に必要な人数 力等

履行場所に配置することができること。

- 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)
- 機能検査 0 運用 関する規程 (平成二十九年岡 山県公安委員会規程第一

두.)

- $\mathcal{O}$ 運 用 関する規程(平成二十九年岡 山県公安委員会規程第二号)
- (3)する被用者等に対 道路交通関係法令の 内容に関する教育訓

練を行うことができること。

1 提出書類

認

認定の審査を受け ようとする法 は 所定の認定審査申請書 ほ カ 掲げ

**青類を提出しなければならない。** 

- ① 別途定める様式による書類
- ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

役員が三1(2)

0

てい

ることを誓約する書類

- ウ (保険料の未納額がな る
- エ 三15の要件を満たしていることを誓約する書類
- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- 力 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査
- お 0 いて、 略歴等を記載し 委託開始までに た名簿 確保することが決定し (V) ずれも 申請時に お て確保
- おい て管理責任者又は 必要な講習指導員若 くは検査員を確保する
- ことができない場合にお V ては、 本件業務 の委託開 始までに 確保するため
- 画、確保することを誓約する旨等を記した書類
- (2) 申請者の様式による書類

本件業務に係

る施設等

 $\mathcal{O}$ 

調達に係る書類

- ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 貸借対照表、 損益計算書等 財務諸表 申 の直近年の 決算報告)
- 職員の 事務分掌、 職員数等の 概要を記
- 就業規則その 他の 被用者に係る勤務条件
- (3) 官公庁所定の証明書又はその写-

事項証明書 (全部事項証明書のうち、 履歴事項 (証明書)

1

- 税額が 消費税及び ことに係る証 地方消費税、 明書) 県税並 び に市町 村税に係る納税証明書
- 管理責任者とし て指定する者に係る安全運転管理者等講習修 証書  $\mathcal{O}$ 写

2

提出書類の特例

教習所の指定を受け び (3) 認定の イに掲げる書類の 審査に係る申請 提出をも る場合に を行う法 人が 0 あ て足りることとする。 0 法第九 ては 所定 九 条第 の認定審査申 項 の規定に 書の よる指定 か、

提出

3

県の 時までの (平成元年岡 -同じ。) 令和二年十月二十七 休日」 間とする。 による場合は、 という。 山県条例第二号) ただし、 を除く。) 日 カ 令和二年十二月二十四 ら同年十二月二十四 便等 第一条第一 午 (書留郵便その 項に規定する岡 か ]日まで 日必着とする。 正午まで及び 他これに準ずる方法に (岡 山県の 山県 後 休 日 日 を定め 以 から 下

提出場所

郵便番号七〇 九

山市北区御津中 Ш 兀 四四番地三

山県警察本部交通部 運転免許課 ( 岡 山県運転免許セ

5

提出

持参又は

郵便等

り 提出

すること。

定審查申請関係書 類の 配

五.

1 配布

令和二年十月二十三日

か

ら同年十二月

八日までの

間

配布場所等

(1)

П

記布

県警察本部交通部運転 から午後五時まで 配布 (岡 免許課に 1 Ш 0) 県 配 0 布 お 日を除 期間 11 の最終 て 配布する。 午 0 て は ら正午まで及び午後 午後四時まで)、

(2)ージ からの ダウン 口 ĸ

ホ A  $\sim$ ジ からダ ウ 口 K すること。

電話

(〇八六)

(内線五二一)

山県警察本部交通部運転免許課

ジアドレ ス https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/

## (3) 郵送配布

印のあるもの もの)を同封 返信用の封筒 に限り受け付ける。)。 (角形二号に返信先 の場所に請求すること の宛名を明記 (令和二年十二月十四日までの消 百四 十円 分の 切手を貼った

七 認定の有効期間 申請者に文書で通知する。

八 とが判明したときは、 認定した日から令和四年三月三十一日までとする。 山市北区御津中 合わせ先 Щ 当該認定を取り消すことがある。 三に掲げる要件を欠く